

岩倉市議会基本条例の検証シート（令和2（2020）年度）

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の達成状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		令和2年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第1条	(目的)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第2条	(定義)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第3条	(基本原則)		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			
第4条	(議会の責務と活動原則)	議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。				
(1)	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	・委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った。 ・退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした。 ・コロナ対策における議員報酬の削減や議会費の一部執行停止を決議として行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・退席の意見表明の場についてさらなる検討をする。 ・正副議長の所信表明に対する質疑応答を研究する。 ・委員会室マイクシステムを更新する。 ・会議録反訳ソフトの導入を検討する。 ・議員派遣の議決（視察・議会報告会等） ・政務活動費の透明化（後払い、第三者監査等） ・特別委員会・協議会等の録画配信を検討する。	【令和元年度】 ・委員会放映に向けて検討し、音響システムやカメラのデモ体験、市販ビデオでの試し撮りを行った。 ・退席の意見表明について協議した。 【平成30年度】 ・議場システム更新により議場カメラを更新しモニターを新たに設置した。 ・正副議長の立候補制を導入し、立候補に当たっての所信表明を行った。
(2)	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	・ふれあいトークを4回開催した。（サポーター3回、市民活動団体1回） ・市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・議会報告会の代わりにHP等を活用した議案に対する意見募集を行った。3月定例会で質疑に反映した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・ふれあいトークの改善（参加・発言のしやすさ、オンラインでの企画、女性・若者対象、開催要綱の改正等）	【令和元年度】 ・ふれあいトークを10回開催した。（意見交換会8回、議会報告会2回） 【平成30年度】 ・市議会サポーター制度を実施した。
(3)	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	・新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規程」 ・市交通安全宣言の見直しについて協議した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・要綱を公開するよう市に申し入れる。 ・引続き、議案に関連する条例については、注意を払っていく。 ・岩倉市独自の既存条例を検証する。	【令和元年度】 ・会計年度任用職員の規則について、保育士の報酬について指摘をし、規則が改正された。 【平成30年度】 ・議案質疑の中で、議案に関連する条例の整合性について調査研究を行った。 ・12月定例会において、指定管理者の管理が想定される公の施設の開館日及び時間について規則で定められていることを指摘し、3月定例会で条例化が図られた。
(4)	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	・コロナ禍において傍聴自粛を呼びかける一方で、傍聴者の安全対策として、アルコール消毒・記名・座席の間隔を開ける等を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・東側エレベーター内部の壁等に議会のPRを掲載させてもらえないか協議する。 ・傍聴席からモニターが見にくいので、改修を検討する。文字が読み取れない場合もあるので内容を工夫する。 ・市民団体が主催する議会傍聴会への対応	【令和元年度】 ・傍聴者と市議会サポーターに対する資料提供範囲を確認し、説明資料を閲覧できるようにした。 ・本日の一般質問者をボードに書き出すなど議場内の様子をわかりやすくした。 【平成30年度】 ・傍聴者から音が聞き取りにくいとの意見があったので傍聴席にスピーカーを増設した。
第5条	(議員の責務と活動原則)	議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。				
(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・本会議における議員間討議を引き続き検討する。	【令和元年度】 ・議員間討議において、個々の意見表明のみではなく、討議に心掛けるようにした。特に、公共施設の使用料の改定に関する議案と、市民部の廃止に関する議案では、活発な議員間討議を行った。 【平成30年度】 ・委員会における議員間討議が定着した。

議会基本条例		令和2年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動すること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】 ・研修等に積極的に参加することにより政策立案に繋げている。 ・市民からの請願提出に向けての活動にも真摯に対応してきた。
(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】
第6条 (議員研修の充実強化)						
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）	・新型コロナ対策の関係で、議会主催の講演会、行政視察及び研修は実施しなかった。	・議会改革視察対応 ・公開講演会の開催 ・先進事例等の視察研修 ・法制執務研修	【令和元年度】 ・市議会主催で講演会を開催し、100名超の参加があった。テーマ「世界一受けたい減災教室」、講師：高木朗義氏、R2.1.26 ・高山市議会に行政視察（政策討論会・政策提言）R1.11.5 ・議会改革をテーマとした他市町議会からの視察（計50市町）に2班に分けた議員で対応した。また、視察に来庁した他市町議会には取組内容等を積極的に伺い、先進事例を意識的に学ぶ機会とした。 ・尾北五市議会議員合同研修に全員で参加した（R1.10.28犬山市）。 【平成30年度】 ・市議会主催で講演会を開催した。テーマ「シティプロモーションと地域ブランド」、講師 牧瀬稔氏、H30.10.13 ・大津市議会に行政視察（議会BCP）H30.8.9 ・飯田市議会に行政視察（行政評価）H30.8.17 ・他市議会からの視察（計33市町）に可能な限り全議員で対応した。
第7条 (議会図書室の充実)						
	議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。	・新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・分類見出しを設置したことで図書を探しやすいになった。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化を研究する。 ・図書室のオープンデータ化を研究する。 ・市の図書館との連携を研究する。	【令和元年度】 【平成30年度】 ・政務活動費等で購入した書籍を図書室へ寄贈した。 ・現行法規の加除について協議した。
第8条 (会派)						
1	議員は、会派を結成することができる。	・新しい会派が結成された。会派に属さない議員が2人となった。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 ・改選後、4つの会派ができた。無党派議員が3人となった。 【平成30年度】
2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）	・政務活動費を利用した調査研究は新型コロナの影響で実施しなかった。		【令和元年度】 ・2箇所を調査した。（人材発掘・育成、町内福祉村、学校制服の選択制）他、研修（セミナー）に31回参加した。 【平成30年度】 ・6箇所を調査した。（議会改革、風力発電、保育園2箇所、公共交通、桜保全）他、研修（セミナー）に23回参加した。
第9条 (政務活動費の執行及び公開)						
	会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年岩倉市条例第33号）を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。	・各会派及び無党派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している（平成28年度分～） ・コロナ禍の状況を見て、事務経費を除き返納した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・引続き、HPへの領収書のわかりやすい公開の仕方を検討する。 ・領収書と、調査・研修報告書のHP上でリンクさせることを検討する。	【令和元年度】 ・各会派及び無党派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している。（平成28年度分～） 【平成30年度】
第10条 (市民参加及び市民との連携)						
1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	・コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録をスムーズに作成し、公開することができた。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		・次回会議までに会議録を作成する仕組みを構築する。	【令和元年度】 【平成30年度】

議会基本条例		令和2年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
2	<p>議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。</p>		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）	<p>・参考人制度及び公聴会制度を活用する発議がなかった。</p>	<p>・専門的又は政策的識見等を積極的に活用する。</p>	<p>【令和元年度】</p> <p>【平成30年度】</p>
3	<p>議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。</p>	<p>・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。</p> <p>・議会運営委員会に付託した請願について、議会基本条例推進協議会にて全員の意見を聴くなど慎重かつ時間をかけて扱った（9月請願第4号）。</p> <p>・採決した全ての請願において提案者による意見陳述の機会を設けた（6月：第1号 9月：第2～4号まで 12月：第5、6号）。</p> <p>・採択した請願を市長に送付した後、処理の経過及び結果の報告を請求することを確認した。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			<p>【令和元年度】</p> <p>・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。</p> <p>・議会運営委員会に付託した請願について、議会基本条例推進協議会にて全員の意見を聴くなど慎重かつ時間をかけて扱った。（6月請願第4号）</p> <p>・陳情第18号、19号、20号を請願同様に扱い採決した。</p> <p>・採決した全ての請願において提案者による意見陳述の機会を設けた。（6月：第4号、5号 9月：第6から10号まで 3月：第1号）</p> <p>・継続審査となっていた請願第11号を請願者の意向により取下げを承認した。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・陳情第8号「私立高校生の父母負担を軽減し、学費の公私格差を是正するために市町村独自の授業料助成の拡充を求める陳情書」（市内在住者提出）を委員会及び本会議で採択した。</p> <p>・陳情第13号「陳情書」（岩倉市商工会提出）を、委員会及び本会議で採択した。</p> <p>・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに一部採択、趣旨採択を活用し適切に扱った。</p> <p>・6月定例会で請願第2号「西部保育園の維持・存続に関する請願」及び請願第3号「公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願」を継続審査とし、9月定例会にかけて丁寧な議論を行った。</p>
4	<p>議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。</p>	<p>・3期目のサポーター制度を実施した。</p> <p>・新型コロナウイルスの影響で無作為抽出と公募は実施せず、2期目からの継続希望者のみを市議会サポーター3期目として委嘱した（8名）。</p> <p>・議会サポーターから15件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。</p> <p>・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会基本条例推進協議会、議会基本条例検証特別委員会への出席も案内し促した。</p> <p>・議会サポーターとの意見交換会の回数を増やし、毎定例会後に開催することとした（実績：4回）。</p> <p>・第3者検証に向けた試みもあり、議員が行った検証に対し議会サポーターと意見交換をすることにした。</p> <p>・1期目のサポーターの声に対し、再回答を作成しHPに掲載した。</p> <p>・サポーター用に委員会傍聴の際に予算書だけでなく積算内訳書を用意した。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）		<p>・サポーターの任期について検討する。</p> <p>・サポーターの参加を促す取組を検討する。</p> <p>・サポーター制度のあり方を検討する。</p> <p>・サポーターへの資料提供について検討する。</p>	<p>【令和元年度】</p> <p>・2期目のサポーター制度を実施した。</p> <p>・無作為抽出12人、公募1人、継続者5人による計18人を市議会サポーター2期目として委嘱した。</p> <p>・市議会サポーターから26件の「市議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。</p> <p>・市議会サポーターの声に対する返答頻度を増やした。また、回答作成までの進め方を見直し、定例会毎に回答することとした。</p> <p>・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会報告会へも積極的に参加いただいた。</p> <p>・市議会サポーターとの意見交換会を、全員に参加してもらうため各回2回ずつの計4回実施した。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・8月から市議会サポーター制度を実施した。</p> <p>・市議会サポーター委嘱前に事前説明会を3回実施した。</p> <p>・無作為抽出9人及び公募13人による計22人を市議会サポーターとして委嘱した。</p> <p>・市議会サポーターから75件の「市議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。</p> <p>・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会報告会へも積極的に参加いただいた。また、他市議会からの行政視察にも参加いただき、発言していただいた。</p> <p>・市議会サポーターとの意見交換会を全員に参加してもらうため2回実施した。</p> <p>・議会サポーターからの提案を受けて、12月定例会より、委員会では執行機関の説明員も着座で答弁を行ってよいこととした。</p>
5	<p>議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。</p>	<p>・市議会サポーターとの意見交換会を4回実施した。</p> <p>・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を実施した。</p> <p>・議会報告会の代わりにHP等を活用した議案に対する意見募集を行った。3月定例会で質疑に反映した。（第4条第2号 再掲）</p>	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）	<p>・PTA連合会との意見交換会を計画したが、新型コロナウイルスの影響で中止した。</p> <p>・議会報告会は新型コロナウイルスの影響で開催できなかった。</p>	<p>・子ども議会の開催</p> <p>・ふれあいトークの開催</p> <p>・高校生議会の検討</p> <p>・オンラインでの会議・ふれあいトークの充実</p> <p>・市制50周年における議会事業の検討</p>	<p>【令和元年度】</p> <p>・ふれあいトークを、地域に向いて実施（市民活動団体、上市場区、商工会）した。</p> <p>・PTA連合会と、門前区ともふれあいトークを予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止した。</p> <p>・体育協会と意見交換会を実施した。</p> <p>・議会報告会を計2回実施した。</p> <p>【平成30年度】</p> <p>・ふれあいトークを地域に向いて実施（市民活動支援センター並びに中央町、泉町、中野町、鈴井町、稲荷町及び五条町の6行政区）した。</p> <p>・岩倉五条川桜並木保存会、岩倉市農業委員会及び岩倉市文化協会と意見交換会を実施した。</p> <p>・議会報告会を計3回実施した。</p>

議会基本条例		令和2年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第11条 (広報広聴機能の充実)						
1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録がスムーズに作成できた。(第10条第1項再掲) ・ホームページでの新たな配信情報として、議会メッセージ、コロナ対応の取組みを掲載した。 ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をHP上に公開していくこととした。 ・HPへの議案の掲載時期を見直し、告示日以降の開会前に掲載することとした。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・市議会だよりの編集スケジュールの関係で編集方針の改正が必要(原稿の締切期限)。 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 ・市議会だよりの内容について市長から申入書が届き対応策を返答するとともに、一般質問の原稿作成における注意事項を新たに決めた。 ・一般質問の動画掲載ページのURLを搭載したQRコードを、市議会だよりの一般質問のページに掲載し、アクセスを容易にした。 ・協議会の会議録がホームページに速やかに掲載できるようになった。 【平成30年度】
2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・3期目のサポーター制度を実施した。(第10条第4項再掲) ・HPを活用し、新年度予算事業に対する意見募集を行った。(第4条第2号再掲) ・委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った。(第4条第1号再掲) 	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・SNSを利用した広報を検討する。 ・HPに議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを作成することを検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 ・2期目のサポーター制度を実施した。(再掲) 【平成30年度】 ・議会サポーター制度を導入した。(再掲)
第12条 (議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。						
(1)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての本会議における質疑応答において、一問一答で行った。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 【平成30年度】
(2)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 【平成30年度】 ・6月定例会本会議にて副市長より反問権が行使された。 ・12月定例会本会議にて総務部長より反問権が行使された。 ・12月定例会委員会にて市民部長より反問権が行使された。(12/20厚生) ・3月定例会本会議にて市長及び副市長より反問権が行使された。(一般質問)
(3)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・1名の議員が上下水道課に対し文書質問を1回行った。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 ・1名の議員が文書質問を1回行った。 【平成30年度】 ・文書質問取扱要綱を作成した。
(4)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 【平成30年度】
第13条 (議会審議における論点情報の形成)						
	議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 (1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 (2) 政策効果等 (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無とその内容 (5) 総合計画との整合性 (6) 財源措置		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・説明資料は、本条に掲げる6項目を満たすものにしていくこと。 ・行政評価のあり方 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 【平成30年度】
第14条 (予算及び決算における政策説明資料の作成)						
	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		<ul style="list-style-type: none"> ・説明資料は、第13条に掲げる6項目を満たすものにしていくこと。 ・9月定例会時の施策評価のデータ提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和元年度】 ・補正予算の説明資料において、主な要因を追記するよう申し入れた。 【平成30年度】 ・当初予算のみならず、補正予算の審議においても説明資料が提供されるようになった。

議会基本条例		令和2年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第15条 (資料の提出その他の協力)						
	議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	・執行機関に対し文書にて5回の資料要求を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ・会議外において執行機関に対し文書にて13回の資料要求を行った。 ・議案質疑における議員個々の資料要求発言について、議会として文書で要求することにした。 【平成30年度】 ・会議外において執行機関に対し文書にて25回の資料要求を行った。
第16条 (法第96条第2項の議決事件)						
	法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。	・第5次総合計画検討特別委員会を設置し、11回にわたって検討した。 ・第5次総合計画審査特別委員会を設置し、議案の審査を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・議決事項にすべき行政計画等を検討する。	【令和元年度】 ・第5次総合計画検討特別委員会を設置した。 【平成30年度】 ・議会基本条例推進協議会において、都市計画マスタープランと、多額の寄附行為にあつては議決事項とする提案があった。 ・「健幸都市宣言」を議決した。(これまでも市民憲章、各種宣言を議決してきた。)
第17条 (運営の原則)						
1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	・3期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して意見が提出された。(第10条第4項 再掲)	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・監査委員の複数年任期検討 ・市制50周年における議会事業の検討	【令和元年度】 ・2期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して多くの意見が提出された。(再掲) 【平成30年度】 ・8月から市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して多くの意見が提出された。(再掲)
2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	・議員への連絡事項・配布資料や会議日程の効率化のため、グループウェアなどのICT化を検討した。 ・グループウェアを活用し全議員をグループにした情報共有に取り組んだ。 ・全員協議会での資料について、データ配信化を検討した。 ・議事録作成の効率化に向け、執行機関にある反訳ソフトの機器を借りて、協議会で試した。 ・押印に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・委員会室のWi-Fi整備した。 ・委員会室にPC電源を確保した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・オンラインでの視察対応 ・タブレット導入検討 ・常任委員会、委員長の複数年検討 ・全員協議会資料のデータ配信 ・議員への連絡事項のデータ配信化 ・傍聴規則の見直し ・通年議会	【令和元年度】 ・議選監査委員の決算審査における質疑について確認した。 ・議会基本条例推進協議会の会長には副議長が、副会長には議会運営委員会委員長が就くことを確認した。 【平成30年度】 ・議会サポーターからの提案を受けて、12月定例会より、委員会では執行機関の説明員も着座で答弁を行ってよいこととした。(再掲)
3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。	・退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした。(第4条第1号 再掲)	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・本会議における議員間討議を引き続き検討する。(第5条第1号 再掲)	【令和元年度】 【平成30年度】
4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	・岩倉市議会政策提言の実施に関する要綱を作成し、提言に対する共通理解とより充実した内容ができるように取り決めた。 ・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた。 ・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ・財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し意見をとりまとめ、政策提言を行った。 【平成30年度】 ・委員会代表質問を行い、政策提言を行った。
5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	・議会基本条例推進協議会では3つのチーム(ICT・BCP・市民参加)を編成し、課題の検討を行った。 ・常任委員会における審査の録画配信を行った(第11条第1項 再掲) ・欠席事由における標準会議規則の改正、オンライン会議に向けた委員会条例の改正を検討した。 ・新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規定」(第4条第3号 再掲) ・議会報告会及び意見交換会実施要綱を見直した。 ・慣例及び実例集を見直し改正した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ・議会基本条例推進協議会では3つのチーム(ICT・BCP・市民参加)を編成し、課題の検討を行った。 ・ICTチームでは、7階の電波状況をチェックするなど、7階へのWi-Fi導入の検討を行った。 ・政務活動費において、利息を含めて使用できるよう申合せ事項を改正した。 ・岩倉市議会委員会条例の一部改正を行った。(R2.3.25 市民部廃止に伴う所管事項の変更) 【平成30年度】 ・議会基本条例推進協議会では昨年からの2つのチーム(ICT・機能強化)に加え、議会基本条例逐条解説チームと議会事務局強化チームを編成し、課題の検討を行った。ICTチームではICT推進基本計画報告書を立案した。 ・岩倉市議会会議規則の一部改正を行った。(H30.5、請願書提出方法の簡略化) ・岩倉市議会基本条例の一部改正を行った。(H30.9、委員会代表質問の追加) ・岩倉市議会基本条例の一部改正を行った。(H31.3、議会事務局の機能強化) ・岩倉市議会基本条例の逐条解説の改定を行った。

議会基本条例		令和2年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第18条 (議員定数)						
	議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】
第19条 (議員報酬)						
1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。	・市民生活の実態をみて、新型コロナウイルス対策への財源確保のため、8か月10%を削減する条例を制定した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】
2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】
第20条 (議長及び副議長)						
1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】
2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】
3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 【平成30年度】
第21条 (委員会の運営)						
1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。 ・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた。（第17条第4項 再掲） ・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った。（第17条第4項 再掲） ・市議会サポーターの声（交通安全宣言・思いやり条例）に対し参考資料を配布するなど検討した。 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）	・新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため常任委員会による視察は中止した。		【令和元年度】 ・常任委員会で視察した内容を一般質問で取り上げ提案した。 ・財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し意見をとりまとめ、政策提言を行った。（再掲） 【平成30年度】 ・委員会代表質問を行い、政策提言を行った。（再掲） ・請願を継続審査とし、調査を行った。
2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査において議員間討議を行った。 ・財務常任委員会では、新年度予算事業に対し、HP上で意見募集したものを審議に反映した。（第4条第2号 再掲） 	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 ・財務常任委員会の政策提言を作成する過程において、議会報告会を活用し意見聴取を行った。 【平成30年度】 ・厚生・文教常任委員会において、歯と口腔の健康づくりに関する条例について視察を行い、その後、委員会代表質問に繋げた。同時に請願が提出され、全委員賛成で採択された。 ・6月定例会で継続審査になった請願を審査する厚生・文教常任委員会において、傍聴に来ていた請願者に委員長から意見陳述を促した。
3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）	・総務・産業建設常任委員会では、商工会をの意見交換会を計画したが、新型コロナウイルスの影響で延期した。		【令和元年度】 【平成30年度】
4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他（対象外）			【令和元年度】 ・音声反訳ソフトを無償で借り、委員長報告作成の研究を行った。 ・委員長が本会議において、委員会の採決結果に反する態度を取る場合の考え方や対応を確認した。 【平成30年度】

議会基本条例		令和2年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第22条 (代表質問及び一般質問)						
1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。	・4会派全ての代表者が代表質問を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ・4会派全ての代表者が代表質問を行った。 【平成30年度】
2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	委員会代表質問に至らなかったが、政策提案を行うための協議を総務・産業建設常任委員会で16回、厚生・文教常任委員会で2回行った。	・委員会代表質問の検証、精査を行う。	【令和元年度】 【平成30年度】 ・12月定例会において、総務・産業建設常任委員会及び厚生・文教常任委員会が、委員会代表質問を実施した。 ・申し合わせ事項を確認した。
3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	・4回の定例会でのべ49名の議員が一般質問を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ・4回の定例会でのべ46名の議員が一般質問を行った。 ・3月、9月の定例会においては、試行的に議案質疑の後に一般質問を行うことにした。 【平成30年度】 ・4回の定例会で48名の議員が一般質問を行った。
第23条 (議会事務局の機能)						
1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動を補佐する役割を担うものとする。	・決議、議員報酬の削減を提案する際、近隣市議会の動向等の調査を行った ・オンライン会議等、先進議会の調査・研究を行った。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 【平成30年度】 ・プロジェクトチームにおいて本条の改正案を検討した。
2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	・同じ会計年度任用職員が配置されるよう人事当局に要望した。 ・会計年年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。(実績：年間41日)	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・事務局職員の増員を今後も継続して要望していく。	【令和元年度】 【平成30年度】 ・パート職員の配置について、必要な日数を確保した。 ・パート職員の配置を1月当たり3日から最大10日に増やした。
3	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。	・4月の事務局職員人事に関し、市長と協議した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ≪平成31年3月(第1回)定例会において改正、本項追加≫ ・10月及び4月の事務局職員人事に関し、市長と協議した。
4	議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。	・朝礼を行い、情報共有に努めている。 ・担当業務以外の業務経験を積む機会を設け、全体のレベルアップを図った。 ・防災服貸与規定をはじめ、政策提案の実施に関する要綱、議会動画のインターネット配信に関する要綱を提案した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ≪平成31年3月(第1回)定例会において改正、本項追加≫ ・朝礼を行い、情報共有に努めた。 ・担当業務以外の業務経験を積む機会を設け、全体のレベルアップを図った。
第24条 (災害対応)						
1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	・10月に開催予定であった市の防災訓練が中止となり訓練はできなかった。		【令和元年度】 ・令和元年8月31日に開催された市の防災訓練に今年度も参加し、訓練を行った。 【平成30年度】
2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	・新型コロナウイルスに対して、新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会を設置し対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 ・新型コロナウイルスに対して、全員協議会を開催し新型コロナウイルス感染症対策本部との情報共有に努め、本会議の運営について検討し対応した。 【平成30年度】
3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input checked="" type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・防災力の向上	【令和元年度】 ・令和元年12月(第3回)定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・防災対策をテーマにした議会主催の講演会を開催した。(再掲) 【平成30年度】 ・9月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・普通救急救命講習を全議員で受講した。
4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。	・議会BCP(案)を策定した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)		・活動要綱の見直し、廃止の検討	【令和元年度】 ・議会BCP策定に向け、プロジェクトチームで検討中である。 【平成30年度】 ・議会BCPに関して、滋賀県大津市議会を視察した。(再掲)

議会基本条例		令和2年度の取組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第25条 (議員の政治倫理)						
1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input checked="" type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 【平成30年度】 ・議会だよりで、公職選挙法の遵守を啓発した。 ・3月定例会で、公職選挙法を遵守する決議を行った。
2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。	・条例の見直しに向け、他市の条例を調査した。	<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 【平成30年度】
第26条 (他の条例等との関係)						
	この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 【平成30年度】
第27条 (検証及び見直し)						
1	議会は、この条例の目的が達成されているかを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。	・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和3年3月29日、4月2日、及び4月7日に検証を行った。 ・市議会サポーターにも検証してもらうこともあり評価シートを見直し充実させた。 ・事前にセルフチェックできるシートを配布し実施した。	<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)	・第三者評価の導入		【令和元年度】 ・3月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和2年3月23日、4月1日、及び4月7日に検証を行った。 【平成30年度】 ・12月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、平成31年1月24日、28日、30日、及び3月15日に検証を行った。
2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。		<input checked="" type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 【平成30年度】
3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		<input type="checkbox"/> 概ね達成 <input type="checkbox"/> 一部達成 <input type="checkbox"/> 未達成 <input checked="" type="checkbox"/> その他(対象外)			【令和元年度】 【平成30年度】 ・9月定例会で、第22条改正理由と背景を説明し、改正した。 ・3月定例会で、第23条改正理由と背景を説明し、改正した。